



☆ 持 続 可 能 な し ご と づ く り 事 業 ☆

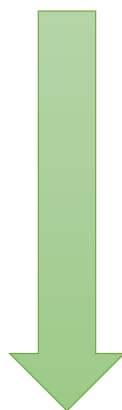
「農業担い手確保のための支援事業」

「立上る営農等への支援事業」

- ✓ 震災から2年後、平成25年より農地除染が始まり、平成26年からは復旧期として農地の保全管理を行い、平成29年から営農再開支援事業の管理耕作の活用により、保全管理から営農への誘導を実施。
- ✓ 避難指示からの農村再生を行うため、国や県による補助事業の支援や職員による現場支援など、さまざまな支援を受け、農業再生を進めている。



- ✓ 担い手の高齢化はさらに進んでおり、農地所有者の「営農再開意向」は低率で、将来において「担い手」が不足することが明らか。



農業再生を通じた「人」「地域」づくり⇒持続可能な農業への変革

◆ 寄附金の使途 ◆

- ① 「農業担い手確保のための支援事業」により、「移住して農業を始めたい」「会社で農業参入を考えている」など、農業を始める・続ける方々への支援を行います。
- ② 「立上る営農等への支援事業」により、本格的な営農再開に向けた農業機械の修繕等、営農の組織化、町内農産物の加工品、販売促進に向けた取組を支援します。

「農業の再開」は、本格復興に向けた「地域づくり」の礎となります。
町内全域の農地再生を目指す、農業の再開のための事業にご支援願います。